

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市蓄電設備設置費補助金交付事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	持続可能な社会形成の促進及び当市に合致した安定かつ持続的・自立的な再生可能エネルギーの導入に向け、市内に導入されている太陽光発電設備を有効活用し、災害時も含めた自立的な電力の確保を図るため、住宅用蓄電池を設置する者に対して補助金を交付する。
補助事業者	太陽光発電設備と常時接続する蓄電容量1.7kWh以上の住宅用蓄電池を市内の住宅へ新規に設置する者
補助対象経費	住宅用蓄電池の購入及び据付工事に要する費用
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	蓄電容量1kWh当たり3万円を乗じた額、上限額21万円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の1/2（市単独）
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	住宅用蓄電池の導入 10件/年 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和3年9月30日
補助終期	令和4年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ及び『市役所おススメ情報112ch』での募集案内
事業担当（担当部署）	環境対策課 環境エネルギー係
事業担当（電話番号）	0259-63-3113